

第 6682 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 5月18日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 期限の個別延長が認められるやむを得ない理由

Q : 新型コロナによるやむを得ない理由がある場合は、申告期限の個別延長が認められるそうですが、やむを得ない理由とはどのような理由ですか？

A : 次のような理由です。

【解説】

申告期限の個別指定が認められるやむを得ない理由とは、次のような理由です。

【個人・法人共通】

- ① 税務代理等を行う税理士(事務所の職員を含む)が感染症に感染したこと
- ② 納税者や法人の役員、経理責任者などが、現在、外国に滞在しており、ビザが発給されない又はそのおそれがあるなど入出国に制限等があること
- ③ 経理担当社員が感染症に感染したなど事情により、企業や個人事業者、税理士事務所などにおいて通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと

【個人】

- ① 納税者や経理担当の(青色)事業専従者が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実があること
- ② 感染症の患者に濃厚接触した、感染した疑いがあるなどの事情により、納税者が、保健所・医療機関・自治体等から外出自粛の要請を受けたこと

【法人】

感染症の拡大防止のため多数の株主を招集させないよう定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じたこと

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

